

坂戸市介護予防・生活支援サービス補助事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱（平成29年坂戸市告示第73号。以下「要綱」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(訪問型サービスBの補助団体基準等)

第2条 訪問型サービスBの補助対象となる団体は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 会則等を設けていること
- (2) 3か月以上継続して事業を実施すること
- (3) 買物支援、掃除支援、付き添い外出支援、傾聴等の主に生活援助等を活動内容としていること
- (4) 従事者間で情報共有するための定期会合を6か月に1回以上設けていること
- (5) 従事者及び利用者を対象とする保険に加入すること
- (6) 実施した支援を記録すること
- (7) 月額方式の補助を申請する場合は、1月当たりの利用者が延べ10人以上、かつ、延べ利用者の二分の一以上が地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアマネジメント等を作成している①要支援認定者②事業対象者③要介護認定を受ける前から①または②に該当し、サービスを受けており、認定後も継続的にサービスを利用する者のいずれかに該当する者であること
- (8) 単価方式の補助を申請する場合は、地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアマネジメント等に基づき、1回当たり概ね60分のサービス提供を実施すること
- (9) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること
- (10) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること
- (11) 当該事業の実施により利用者に事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

- イ 当該利用者の家族、当該利用者の担当の地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること
 - ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること
 - ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと
- (12) 団体登録の抹消又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1か月以内に当該訪問型サービスBのサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスBのサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスBのサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと

(通所型サービスBの補助団体基準等)

第3条 通所型サービスBの補助対象となる団体及び運営等に関する基準は、次の各号をすべて満たすものとする

- (1) 会則等を設けていること
- (2) 3か月以上継続して事業を実施すること
- (3) 月額方式の補助を申請する場合は、1回当たりの利用者が5人以上及び1月当たり延べ10人以上、かつ、延べ利用者の二分の一以上が地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアマネジメント等を作成している①要支援認定者②事業対象者③要介護認定を受ける前から①または②に該当し、サービスを受けており、認定後も継続的にサービスを利用する者のいずれかに該当する者であることであること
- (4) 単価方式の補助を申請する場合は、概ね週1回程度の定期的なサービスの提供を実施していること
- (5) 従事者間で情報共有するための定期会合を6か月に1回以上設けていること。
- (6) 従事者及び利用者を対象とする保険に加入すること
- (7) サービス提供時に虐待、消費者被害や認知症の重篤な周辺症状等を発見した時は、関係機関へ速やかに連絡すること
- (8) 介護予防や認知症予防に資するレクリエーション等を実施すること
- (9) 地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアマネジメント等に基づき、1回当たり90分以上のサービス提供を実施すること

- (10) 実施した活動内容を記録すること
- (11) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること
- (12) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていること
- (13) 当該事業の実施により利用者に事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ① 当該利用者の家族、担当の地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること
 - ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること
 - ③ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと
- (14) 団体登録の抹消又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1か月以内に当該通所型サービスBのサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスBのサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスBのサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと

(補助団体の責務)

第4条 補助団体は、関係機関の実施する研修会等を受講し、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

(団体登録等の添付書類)

第5条 団体の登録をする時は、第2条又は第3条に定める基準等が確認できる次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 業務に従事する従事者名簿
- (3) 収支計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 団体の変更申請をする時は、変更しようとする届出事項に係る基準等が確認できる書類を添付すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認める次に掲げる経費とする。

- (1) 消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費
- (2) 通信運搬費、保険料
- (3) 会場賃借料
- (4) 研修会等の講師謝金
- (5) 備品購入費
- (6) サービス調整を行う者の人件費
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 他の補助金等の交付を受けている経費は補助金の対象とならない。

(補助対象期間)

第7条 補助金の対象となる期間は、4月1日から翌年度3月31日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、次の各号に定める日までに必要な書類を市長に提出するものとする。

- (1) サービス事業開始準備に係る補助の申請は、団体の登録をした初年度内とする。
- (2) 月額方式及び単価方式の補助は次のとおりとする。

イ 4月から6月までの間に実施した事業に係る補助金交付申請 7月10日

ロ 7月から9月までの間に実施した事業に係る補助金交付申請 10月10日

ハ 10月から12月までの間に実施した事業に係る補助金交付申請 1月10日

ニ 1月から3月までの間に実施した事業に係る補助金交付申請 3月31日

(決算報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内または補助を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに決算報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、特別の事情があると認めた場合は、報告期限を延期することができる。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 支出を証する書類
 - (4) 補助事業の活動内容が分かる印刷物、写真等
 - (5) その他、市長が必要と認めるもの
- (補助金の返還)

第 10 条 前条の規定による決算報告書により、交付額よりも支出が下回った場合は、市に返還しなければならない。

2 前項の補助金の返還について、団体又は法人の代表者及びその他の役員は、連帯してその責に任じなければならない。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。